

評価結果反映報告書

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの平成 30 年度評価結果における主な反映状況

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 29 条に基づく評価結果の業務運営の改善等への反映状況については、以下のとおりである。

| 平成 30 年度評価 総評「改善・充実を求める事項」 | 令和元年度の業務運営等への反映状況 |
|---|---|
| <p>・診療報酬請求に関する管理体制の強化や人材の確保・育成に努めるなど、組織全体で経営基盤の強化に取り組んでほしい。</p> | <p>・新たな施設基準として 6 項目を新規に取得したほか、「施設基準等管理部会」を新設し、施設基準の新規届出における要件の確認や届出済みの施設基準の維持に必要な実績等の達成状況を、多職種間で組織的かつ定期的に確認する体制を構築</p> <p>・施設基準等の管理や保険診療請求業務の質的向上及び適正化を図るため、本年 4 月から医事のエキスパートを専門課長として採用するとともに、指導医（非常勤）を採用し、保険診療請求等に関する指導体制を整備する等、施設基準の管理体制を強化</p> <p>・診療報酬請求の根拠となる診療録の記載を確実にを行うため、診療録記載事項に関する講演会や、電子カルテ操作説明会を定期的に実施したほか、診療報酬明書を基にカルテ記載内容の突合点検を実施するとともに、保険請求・施設基準等、個別指導対策に精通した非常勤医師を保険指導医として配置し、月 2 回、診療科別のカルテ記載不備・チェックを行うことで、医師に対してカルテ記載の重要性を共有</p> |

【参考】地方独立行政法人法

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 (略)

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。